



埼玉県立所沢商業高等学校 令和7年度 生徒募集要項

〒359-1167 埼玉県所沢市林2丁目88番地

TEL(04)2948-0888

URL:https://www.tokorozawa-ch.spec.ed.jp/

1 学科別募集人員 情報処理科80名(1) 国際流通科80名(1) ビジネス会計科40名※()は転編入枠

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

- (1) 令和7年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者

3 出願

(1) 出願手続

- ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。
- イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認・承認する。

ア、イを行うことができる期間

令和7年1月27日(月)正午 から 2月10日(月)正午まで

ウ 入学選考手数料を以下の通り納付する。

志願者は、入学選考手数料(2,200円)を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

(2) 出願書類

ア 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

ウ その他必要な書類等

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法 原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。

ア 郵送する場合

令和7年2月13日(木)を配達指定日とすること。

イ 中学校がまとめて持参する場合、

令和7年2月13日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

ウ 志願者が持参する場合

令和7年2月14日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

令和7年2月17日(月)午前9時から正午まで

(3) 受検票の交付

志願者は、「受検票」を2月20日(木)午後1時以降に各自で印刷する。

4 併 願 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願することはできない。

5 第2志望

志願した学科を除く2学科のいずれか1学科を「第2志望」とすることができる。

第2志望を希望する場合の志願者情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

6 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和7年2月18日(火) 午前9時から2月19日(水) 午後4時まで (書類提出期間) 令和7年2月18日(火) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 19日(水) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力を行い出願書類を提出する。

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」を、本校に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに志願先高等学校に出願書類を提出すること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続きは、郵送によることはできない。

(3) 本校の学科間における志願先変更

本校の学科間において志願先の変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力を行い出願書類を提出する。志願先変更を希望する者は、出身中学校を経て、「志願先変更願」を、本校に提出した後、新たに志願先学科に出願書類を提出すること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続きは、郵送によることはできない。

(4) 第2志望のみの変更も上記(3)と同様に扱う。

(5) 受検票の交付

令和7年2月20日(木) 午後1時以降に各自で印刷する。

7 志 願 取 消

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」を速やかに本校へ提出すること。

8 学 力 検 査

(1) 志願者は令和7年2月26日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「10 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は本校とし、日程は次のとおりとする。

時間	8:45~ 9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~12:35 (50分)	昼	13:30~14:20 (50分)	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国 語	憩	数 学	憩	社 会	食	理 科	憩	英 語

9 面 接

実施しない。ただし、「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」及び「帰国生徒特別選抜による募集」の受検生は、令和7年2月26日(水)の学力検査終了後、面接(個人面接)を実施する。集合時刻等は別途指示する。

10 追 検 査

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和7年3月3日(月)に実施する追検査を受検することができる。追検査を受検する者で「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」及び「帰国生徒特別選抜による募集」においては、令和7年3月3日(月)に面接を実施する。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

イ 一部受検者

(2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」を令和7年2月27日(木)正午までに本校校長に提出する。

11 入 学 許 可 候 補 者 の 発 表

(1) 日時 令和7年3月6日(木)

ウェブによる合否照会システムで行う。

(2) 方法 原則、電子出願システムによる交付とし、選抜結果通知書は各自で印刷する。

なお、県外・海外中学校から出願した生徒は、直接交付する。

(3) 入学許可候補者は、令和7年3月6日(木)に、受検票を持参し、本校校長から書類等を受け取る。以上